

令和7年版

岡崎市の環境

自然の恵みを次世代へ引き継ぐ、持続可能な循環型社会

「環境共生都市 岡崎」



岡 崎 市

はじめに

岡崎市では、岡崎市環境基本条例第10条の規定に基づき、平成11年3月に「岡崎市環境基本計画」を策定し、平成21年3月、平成27年3月に改訂、令和3年3月に「第2次岡崎市環境基本計画」を策定しました。また、第12条において、「環境基本計画に基づき実施された環境施策及び環境活動並びに環境の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。」としています。

「令和7年版 岡崎市の環境」は、この規定に基づき作成・公表するもので、第2次岡崎市環境基本計画の重点施策における令和6年度の実績等についてまとめたものです。

1. 第2次岡崎市環境基本計画（R3.3策定）の施策の体系

【環境ビジョン】

自然の恵みを次世代へ引き継ぐ、持続可能な循環型社会
「環境共生都市 岡崎」

の実現に向け、5つの環境目標を掲げ、それぞれに施策の方向性や重点施策を定めています。

環境目標	施策の方向性	重点施策	関連するSDGs
1.自然共生 豊かな自然と共生するまちに	- 豊かな自然を確保する - 人と自然がふれあえる場を確保する	①野生生物の保護及び自然環境の保全 ②自然体験プログラムの充実・施設の整備	 
2.生活環境 良好な生活環境が確保されるまちに	- ごみのない美しく快適なまちづくりを推進する - 環境汚染を防止し、リスクを低減する	③環境美化の推進 ④環境汚染の防止に係る適切な規制、指導及び環境調査の充実	  
3.地球環境 気候変動の対策が進んだまちに	地球温暖化を緩和し、気温変動に適応する	⑤地球温暖化の緩和策及び適応策の推進 ⑥株式会社岡崎さくら電力と連携した地域の脱炭素化の推進	 
4.循環型社会 ごみの排出が抑制され、資源やエネルギーが循環するまちに	- ごみ減量、リサイクルを推進する - 廃棄物の適正処理を推進する	⑦ごみ減量と資源化、ごみ処理体制の整備 ⑧廃棄物の適正処理に係る指導、啓発の徹底	 
5.環境教育 環境を考え実践するまちに	環境教育を推進する	⑨環境教育の推進	 

2. 令和6年度の重点施策1～9の状況

重点施策1 野生動植物の保護及び自然環境の保全

施策の概要	
希少野生動植物種とその生息・生育環境の保全及び外来生物対策、野生鳥獣の適正な管理を行います。さらに、条例に基づく自然環境保全活動団体や他の市民団体の支援を行い、本市における野生動植物の保護及び自然環境の保全を推進します。	
令和6年度の実績と成果	
取 組	成 果
① 北山湿地、小呂湿地の保全活動の実施	27回、延べ人数 423人
② 市民活動団体によるギフチョウの生育調査の実施	11日
③ おおだの森の里山保全活動の実施	保全活動 20回、延べ人数 503人
④ 自然環境監視員による監視活動の実施	延べ日数 471日
⑤ 自然環境保全推進委員の登録数	44人
⑥ 鳥獣捕獲許可申請の許可数	216件





▲北山湿地保全作業

▲岡崎高校との協働調査

▲ギフチョウの生育調査

課 題
生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進していくためには本市の生物多様性の特性や地域の社会状況を踏まえ、野生動植物の保護及び自然環境の保全に努め、人と自然が共生した地域づくりが不可欠であり、多くの市民に参画を求めて自然保護活動を推進していく必要があります。

環境コラム 【市民参加型自然環境調査 おかざき生きもの図鑑】

環境保全課

本市では、令和6年8月から10月にかけて、市民参加型自然環境調査「みんなで作る おかざき生きもの図鑑」を実施しました。スマートフォンアプリ「Biome（バイオーム）」を活用することで、撮影した生きものをAIが判定してくれるため、誰でも気軽に調査に参加することができます。この取組は、身近な自然への関心を高め、生物多様性への理解を深める貴重な機会となりました。皆様の投稿写真で作成した「おかざき生きもの図鑑」は市ホームページで公表していますので、ぜひ御覧ください。



重点施策2 自然体験プログラムの充実・施設の整備

施策の概要	
これまでの取組を発展的に継続するほか、環境教育施設で実施している環境教育は、指定管理者制度への移行により民間事業者と連携してアイデアを取り入れ、質と量の更なる充実を図ります。	
令和6年度の取組と成果	
取 組	成 果
① 自然体験・学習プログラム参加者数	4,674 人
② 自然環境保全活動団体の育成と支援 湿地サミットへの参加	第31回湿地サミット（犬山市）参加
③ おおだの森イベント	4回、延べ人数 535 人
 ▲北山湿地自然観察会  ▲おおだの森保護作業	
課 題	
本市は、市域全体の約6割を占める森林のほか農地、河川、池沼といった豊かな自然環境と市街地を併せ持ち、多種多様な生物が生息・生育しています。これらの自然に触れ合い、親しむことで自然を慈しみ大切にすることを育み、本市の強みである豊かな自然の価値を更に高め、市民がこれを意識し、自然の恩恵を十分に享受できるようにする必要があります。	

環境コラム 【おかざき自然体験の森 ー学生ボランティアとの連携ー】

環境保全課

令和6年度の新たな取り組みとして、ユース世代との連携と担い手育成を目的に、人間環境大学の学生の皆さんにボランティア募集をし、環境学習活動や保全活動に関心がある頼もしい学生が集まってくれました。イベント運営をフォローする「イベントサポーター」と散策路や場内の整備をする「里山ビルダー」として活躍してくれています。

初の活動は里山ビルダーによる散策路整備で、通行できなくなった橋の迂回路が完成しました。今後もユース世代の力を活かせる取り組みを続けていきます。



重点施策3 環境美化の推進

施策の概要		
条例に基づき、ごみのポイ捨て防止や飼い犬等のふんの放置防止に関する啓発事業に取り組み、生活環境の美化を推進しています。また、生活環境美化監視員による指導や生活環境美化推進団体の取り組みにより、ごみのない美しく快適なまちを目指します。 雑草が繁茂するなどの管理不全な空き地、いわゆる「ごみ屋敷」や放置自動車については、周囲の生活環境に長期の影響を及ぼさないためにも、現地調査を行い、必要に応じて各関係機関と連携を図りながら所有者への指導を行い、早期の解消を実現します。 河川流域の美化推進の一翼を担う河川美化団体については、継続的な活動支援や事業費補助、担い手（後継者）育成支援を実施します。		
令和6年度の取組と成果		
取組	成果	
①ポイ捨て実態調査におけるごみの総数	258 個/週	 ▲河川美化活動
②河川美化団体の活動支援団体数	9 団体	
③市民一斉水環境調査の実施		
水環境調査ボランティア参加者数	87 人	 ▲ポイ捨て防止の啓発活動
川の通信簿をつけよう参加者数	60 人	
④環境美化の啓発 看板配布数		
ポイ捨て禁止啓発看板	65 枚	
条例周知看板	13 枚	
歩きたばこ禁止啓発看板	5 枚	
犬のフン放置禁止啓発看板等	375 枚	
⑤空き地の適正管理 指導件数	61 件	
⑥放置自動車処理の推進 指導件数	5 件	
課題		
市民アンケートの調査結果において、岡崎市の将来像は「ポイ捨てや不法投棄がなく美化がされているまち」が望まれています。ポイ捨てごみについては、特にたばこの吸い殻が目立ちます。ポイ捨てをしない、させない生活環境の構築やポイ捨てごみを拾う人を増やす活動が必要です。また、管理不全な空き地の放置については、年々同じ空き地の通報が多く寄せられるようになっており、土地所有者の適正管理に対する意識付けが必要です。		

環境コラム 【河川美化団体の活動】

環境保全課

本市を流れる河川の流域住民を中心に組織される河川美化団体は、清掃活動や河川愛護イベント等を組織的かつ継続的に実施しています。

伊賀川を美しくする会では、春に「伊賀川フォト散策」を開催し、多くの方々が伊賀川の河川敷を散策して写真撮影を行います。また、「伊賀川フォトコンテスト」では、入賞作品を図書館交流プラザりぶらや伊賀八幡宮で展示しています。

地域の方々による河川美化活動や河川愛護活動により、市民の財産である河川の環境保護に対する意識を高め、良好な河川環境を維持することを目指しています。



重点施策4 環境汚染の防止に係る適切な規制、指導及び環境調査の充実

施策の概要		
環境関係法令に基づき、適切な指導、規制及び常時監視に努めるとともに、事業者による自主的な取組を促進し、公害防止に取り組めます。 公共下水道や浄化槽については、地域の実情や事業の採算性を考慮した整備や維持管理を推進します。また、し尿・浄化槽汚泥の安定かつ効率的な処理体制も整備します。 これまでの環境調査の流れを踏襲しながら、新たな知見、法令や世情を的確に取り入れた調査計画を策定し、これらの調査の解析結果を環境行政への確かつ有効に反映していきます。		
令和6年度の取組と成果		
取 組	成 果	 ▲採水風景  ▲水質検査
①水循環再生指数	3.6点	
②事業所規制監視		
大気関係行政検査	3件	
解体工事アスベスト立入検査	82件	
水質関係行政検査	66件	
ゴルフ場農薬検査	3件	
有害物質管理及び土壌浸透防止立入検査	10件	
大気排出ガスダイオキシン類行政検査	1件	
③環境の保全に関する協定	新規締結 2件 累計128事業所 (令和7年3月末現在)	
④水質事故への対応	15件	
⑤公害苦情相談	228件	
⑥環境常時監視		
大気環境	大気測定局常時監視5局、有害大気汚染物質2地点、微小粒子状物質成分分析1地点	
水環境	公共用水域水質調査31河川37地点236件、地下水質検査29件	
ダイオキシン類	大気1地点、河川水質・底質2河川3地点、地下水1地点、土壌1地点	
騒音振動	一般環境16地点、自動車騒音面的評価17路線43センサス区間、新幹線4地点	
課 題		
市民の健康を保護するとともに、生活環境の維持・向上を図るため、環境汚染の防止に係る適切な規制、指導及び内部検査機関の拡充を含めた環境調査を継続していく必要があります。		

環境コラム 【夏休みこども教室の実施】

総合検査センター

総合検査センターでは、平成10年度から夏休みに市内の小学生高学年を対象に、環境問題に関する意識の高揚を図るため、学習教室を開催しています。コロナ禍の影響により、令和元年度の開催を最後に開催を中止しておりましたが、令和6年度に5年ぶりに開催しました。

「黒色のヒミツ」と題して、ペーパークロマトグラフィーという、紙と水を使って混ぜているものを分ける方法を用いて、色を分ける実験をしてもらいました。



重点施策5 地球温暖化の緩和策及び適応策の推進

施策の概要		
岡崎市地球温暖化対策実行計画事務事業編に基づくソフト対策及びハード整備を始めとして、同計画区域施策編に基づく家庭向けの補助制度、事業者との連携及び地球温暖化防止隊等の各種団体や市民との協働など、従来からの施策を引続き推進します。 市民の生命や財産に影響のある気候変動の適応に関して、「認識」から「危機感」、「行動」への醸成を促すための情報発信を行い、各分野における施策の推進を支援します。また、頻発する大雨に伴う水害等のリスクが気候変動の影響によって高まっています。関係する公的機関、有識者、事業者、団体、市民など様々な主体が連携して活動できるよう、必要な適応策を検討していきます。		
令和6年度取組と成果		
取組	成果	
①地球温暖化防止隊親子教室(環境啓発)		 ▲燃料電池教室の様子
燃料電池教室の参加者数	40名	
②再生可能エネルギーの普及拡大及び省エネルギー化の推進のための取組		
ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)補助実績	51件	
省エネ家電補助実績	708件	 ▲太陽光発電設備
③再生可能エネルギーの効率的利用及び災害時等に活用可能な自立・分散型エネルギーの導入促進		
蓄電池補助実績	350件	
電気自動車等充電システム(V2H)補助実績	16件	
④水素エネルギーの活用をはじめ次世代自動車の普及促進		
水素自動車(FCV)補助実績	3件	
電気自動車(EV車)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV車)補助実績	331件	
課題		
岡崎市地球温暖化対策実行計画の目標を達成するために、これまでの取組に加え、同計画に定める緩和策を着実かつ効果的に推進する必要があります。 しかし、地球温暖化による気候の変化はすでに進んでおり、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオを辿ったとしても、その影響は避けられないと言われています。 このため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」だけではなく、既に現れている又は中長期的に避けられない影響への「適応策」の推進により、被害や影響の低減を図る必要があります。 また、国においては2018(平成30)年12月1日に気候変動適応法が施行され、地方公共団体の責務として、気候変動に関する施策を推進するよう努めることが明記されています。		

環境コラム 【グリーンカーテンコンテストの実施】

ゼロカーボンシティ推進課

グリーンカーテンとは、アサガオ、ゴーヤ等のつる性植物を日の差し込む窓の外側に植え付けてカーテン状に育てたものです。直射日光を遮るだけでなく、葉の蒸散作用によって部屋の温度上昇を抑えることができ、エアコンの使用量の削減につながります。また、屋外においては、グリーンカーテンの日陰で過ごすことにより熱中症予防の効果もあります。

令和6年度から、市内保育施設を対象にグリーンカーテンコンテストを実施し、多くの保育園等で取り組んでいただいています。



重点施策6 株式会社岡崎さくら電力と連携した地域の脱炭素化の推進

施策の概要

環境施策のうち再生可能エネルギー利用の普及拡大については、本市所有の施設や未利用地（余剰地）などに、自家消費型の発電・蓄電設備及び省エネ設備等を導入していきますが、避難所や公共機能の維持が必要な施設へ優先的に導入し、また、V2H 及び外部給電機能付き電動車両を導入することにより、地域の低炭素化に加え、災害対応力の向上も図ります。

発電された余剰電力を岡崎さくら電力に売電することで、岡崎さくら電力の電源が確保され、電力供給事業の拡大も期待されます。

岡崎さくら電力との連携により、発電や蓄電、省エネ機器等をネットワーク化し、地域全体で電力を融通するコミュニティ・エネルギー・マネジメントシステム（CEMS）の構築による地域の脱炭素化も検討します。

さらに、地元材等の価値を高め利活用を促進することにより、二酸化炭素吸収源となる森林の機能向上を目指し、これらの施策によって市域の温室効果ガスと廃棄物の削減を同時に実現し、地域の脱炭素化を推進します。

令和6年度の取組と成果

取 組	成 果	 ▲電気自動車用充電器
①地域新電力との需給契約	28,090kw	
②次世代自動車、低公害車などの普及促進		
電気自動車用充電設備利用件数	733 件	
③ごみ処理により発生するエネルギーの有効活用		
発電量：中央クリーンセンター	43,387MWh	
八帖クリーンセンター	7,123MWh	

課 題

岡崎市地球温暖化対策実行計画の目標を達成するために、地域の脱炭素化を推進することが重要です。その手法の一つが再生可能エネルギーの利活用であり、これを公民問わず普及拡大する必要があります。

再生可能エネルギー利用のうち太陽光発電については、補助制度等により一般家庭の導入が進んでいるものの、市有施設は県内中核市と比較して設置容量で半数に満たない状況にあります。市有施設へは、発電設備と併せて、蓄電池、省エネ機器等を導入することによって、エネルギーの自家消費が促進され、避難所や公共施設の機能維持にも貢献できます。

このほかにも、一般家庭を始めとした地域のネットワーク化によるエネルギーの効率的な利用により、地域の脱炭素化を推進することができます。

環境コラム 【クリーンセンター】

清掃施設課

クリーンセンターでは、廃棄物を単に減量化するだけでなく余熱を利用した発電や、処理後に排出される溶融スラグにつきましても、JISマーク表示制度の認証を取得し建設資材等に幅広く活用することによって埋立物を削減し最終処分場の延命を図るなど、廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正な処理、資源の循環的な利用並びに環境への負荷の少ないエネルギーの有効利用を推進するとともに循環型社会の形成を目指し「安全、安定、安心」な施設の管理に努めてまいります



重点施策7 ごみ減量と資源化、ごみ処理体制の整備

施策の概要	
一般廃棄物の処理責任を再認識し、市民に協力と理解を得ながら資源化、リサイクル及び必要な施設整備を含む包括的なごみ処理を推進します。 災害廃棄物処理計画に基づき有事の対策に万全を期すとともに、平常時から広域連携を強化していきます。	
令和6年度の実績と成果	
取 組	成 果
①処理しなければならない1人1日当たりのごみの量	726g/人・日
②ごみの発生抑制の指導、啓発の推進 (園児及び児童への環境学習、地域住民への説明会など)	46回
③生ごみの堆肥化の推進 (コンポスト・電動式生ごみ処理機に対する購入補助)	147基
④拠点回収の推進(回収実績)	1,870t
⑤資源回収の推進(回収実績)	2,643t
⑥資源物回収協力店の推進(実施店舗)	84店舗
 ▲保育園でごみの分別方法などを説明しています。  ▲総合資源ステーション「りすた稲熊」	
課 題	
ごみ処理コストの削減、ごみ処理に伴う高効率エネルギー回収のため、ごみ処理施設の集約化というニーズに呼応して2030(令和12)年度から西尾市及び幸田町と広域ごみ処理を予定しています。新たなごみ処理施設の建設費など負担金を削減するため、ごみ減量施策を推進する必要があります。 また、排出されたごみに依然として再生利用可能な資源物の混入が見受けられるとともに、リチウムイオン電池などに起因するごみ処理施設火災や車両火災が起きていることから、さらなる分別の徹底とリサイクル率の向上が必要です。	

環境コラム 【岡崎ガラス工房葵】

ごみ対策課

リサイクルプラザにある「岡崎ガラス工房葵」では、市内で回収された廃ガラスびんを主原料に体験講座や工芸品制作を行っています。ガラス工芸体験を楽しんでもらったり、ガラス工芸品を使ってもらうことで、リサイクルをより身近に感じてもらえるよう活動しています。



▲制作の様子



▲制作したガラス工芸



▲制作したガラス工芸品(干支の巳)

重点施策8 廃棄物の適正処理に係る指導、啓発の徹底

施策の概要	
重大な環境汚染を抑制するため、廃棄物の不適正処理に対応します。パトロールや情報収集を行い、不法投棄等の不適正処理を発見した場合は警察機関、関係自治体及び廃棄物処理業界と連携して対応し、指導・処分を行います。 また、廃棄物の適正処理について啓発を行い、市民の信頼向上に努めます。	
令和6年度の取組と成果	
取 組	成 果
①不法投棄者への指導件数	48 件
②スカイパトロールによる不法投棄等調査対象件数	51 件
③民間委託による不法投棄等巡回・監視パトロール日数	21 日
④航空写真を用いた画像比較による地形等判読調査対象件数	121 件
⑤産業廃棄物排出事業者への立入検査・指導件数	144 件
⑥産業廃棄物処理事業者への立入検査・指導件数	143 件
⑦PCB廃棄物保管者への適正処理指導件数	0 件
⑧学習会の開催等による啓発活動	1 回
 ▲野焼き等の不適正処理に対応します。  ▲廃棄物を運搬する車両を路上で検査します。	
課 題	
ごみステーションや私有地への投棄、違法焼却など、事業活動又は家庭生活に伴って生じた廃棄物の不適正処理が後を絶たず、廃棄物の適正処理の確保及び排出者責任に対する理解が不足しています。 PCB 廃棄物は法令で定められた処理期限が迫っており、期限までに所有者によって全量処理される必要があり、処分方法等について指導・啓発を行っています。	

環境コラム 【廃棄物適正処理セミナー】	廃棄物対策課
廃棄物は不要となった価値のないものであることから、粗略に扱われ、その結果、不適正処理や不法投棄などを招き、生活環境に悪影響を与えることも少なくありません。これらは、廃棄物処理に関する理解不足が要因の一つであると考えます。また、循環型社会形成のため、リサイクルの推進を行う必要があり、廃棄物を分別し、適切な処理業者へ委託するなど、排出者の意識の向上が必要です。 廃棄物対策課では、廃棄物適正処理セミナーを1年に1回程度開催しており、毎年様々な講師の方に御協力いただいております。令和6年度は対象を排出者にも拡大し、多くの方に御参加いただきました。令和7年度も引き続き廃棄物の適正処理の啓発を行っていきます。	

重点施策9 環境教育の推進

施策の概要	
2021（令和3）年度に環境教育推進計画が本計画に統合されるに当たり、環境教育推進計画によって築かれた仕組みを今後も運用していくとともに、環境分野に興味を持ってもらえる機会を増やし、本市の環境行政をサポートしてくれる人材を発掘・育成します。また、事業者や教育機関との連携により、環境保全活動の協働取組を実施し、様々なフィールドにおける環境教育を推進していきます。	
令和6年度取組と成果	
取組	成果
① 学校で環境教室の実施回数	22回
② 地域で環境学習の実施回数	35回
③ 環境学習支援団体数	21団体
④ 環境学習活動コーディネート講座の実施	2回
⑤ おかざきエコプロジェクトの実施回数	46回
⑥ おかざきエコプロジェクト副読本の配布数	1,720部
 ▲環境教室  ▲おかざきエコプロジェクト副読本	
課題	
「持続可能な社会」を実現するために、一人一人が環境保全に主体性を持って取組むようになること、そしてそれが生かされる社会経済の仕組みを整える必要があります。そのためには、「自ら環境に配慮した行動を実践する人づくり」として、より実践的で具体的な環境教育を推進していく必要があります。 また、身近な環境問題は市民・事業者・行政が連携・協働して取り組むことが重要であり、三位一体による環境教育が必要不可欠です。	

環境コラム 【おかざきエコプロジェクト】

環境保全課

自然を大切にしたい気持ちや、環境を守るために行動する力を育むため、市内の園児を対象にした環境教育「おかざきエコプロジェクト」を実施しています。川の生物を調査する「川のいきものハカセ」、ごみの分別について学ぶ「リサイクルだいさくせん」、水の無駄遣いや食べ残しを減らすことを学ぶ「もったいない」の3コースがあり、環境部のヒーローであるエコマンダーと一緒に、ゲームをしながら環境について学びます。



3. 災害廃棄物処理計画改定

1. 災害廃棄物処理計画とは

災害により甚大な被害が発生したときのごみ処理方針や
処理体制などの基本的事項を定めたものです。

2. 改正の要点

(1) 災害廃棄物発生量推計

最新の災害廃棄物発生量推計値を記載し、能登半島地震で浮き彫りとなったトイレ問題にも対応できるよう、新たにし尿発生量や仮設トイレ必要基数を追記しました。

種 別	組成別災害廃棄物発生量(千t)						
	可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂	合計
地 震	83	197	2	205	2	-	489
風水害	洪水	1,649	1,411	1,156	2,635	144	8,499
	土砂災害	0.3	0.2	0.6	0.3	0.03	33

	1日後※	発災1週間後	発災1か月後
し尿発生量(kL/日)	252	106	11
仮設トイレの必要基数(基)	1,862	769	220
し尿収集車両必要数(台/日)	18	8	1
避難所ごみ(t/日)	8.6	33	4.3

※発災直後～仮設トイレ設置までの間は、携帯・簡易トイレの使用が多く、可燃ごみとしての処分となることが想定される。

(2) 組織体制の明確化

災害廃棄物処理の担当を細分化し、
現計画では足りないと思われる業務を
追記しました。



(3) 仮置場の検討・設置

本市では2か所の仮置場専用地を有しており、速やかに仮置場の開設が可能です。仮置場が不足する場合のために、各支所管内に1か所仮置場候補地を選定しました。



(4) 地域集積所

災害廃棄物の処理は、市民による持込みを原則としますが、R5.6 大雨被害を踏まえ、必要に応じて被災地域に近い場所で、地域で管理運営する地域集積所を設置する旨を新たに記載しました。

(5) 住民周知・啓発

発災時に住民がより円滑に災害廃棄物の分別排出が行えるよう、災害廃棄物処理に対する住民の意識向上に努めることとしました。

住民のみなさまへ

災害時には、想像をはるかに超える**大量**のごみが出ます。
無秩序にごみが出されると、収集車が入れない、処理に時間がかかるなど
早期復興の妨げになります。仮置場や地域集積所が開設されるまで、
敷地内での保管、ごみを出す際には**分別**に御協力ください！



非常時だからこそ、
ルールを守って
くれな！！



エコマレッド家康

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは…？

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015年9月の国連サミットで採択され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

「17のゴール・169のターゲット」から構成された目標で、2030年までの達成を目指しています。第2次岡崎市環境基本計画の目標年度も2030年度であることから、SDGsの達成を目指しつつ計画の推進を図ります。



エコピット

令和7年版 岡崎市の環境

発行：岡崎市環境部

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

HP：<https://www.city.okazaki.lg.jp>